



石油コンビナート等災害防止3省連絡会議について

特殊災害室・危険物保安室

1. はじめに

消防庁では、石油コンビナート保安の所管省庁である厚生労働省及び経済産業省と連携し、省庁の垣根を超えて石油コンビナートに係る事故防止に向けた取組を行っています。

また、各省における石油コンビナート関連の政策動向なども積極的に共有し、ホームページ上で様々な情報を発信しており、石油コンビナート地域における総合的な保安力の向上を図っています。

本稿にて、その一部をご紹介いたします。

2. 石油コンビナート等災害防止3省連絡会議とは

平成23年から平成26年にかけて、石油コンビナートにおいて、死傷者が多数発生するなど社会的影響の大きな事故が相次ぎました。これを受け、平成26年2月、内閣官房主催のもと「石油コンビナート等における災害防止検討関係省庁連絡会議(局長級)」が設置されました。

当該連絡会議にて、重大事故の発生防止に向けて事業者や業界団体が取り組むべき事項等について報告書を取りまとめ、業界団体等へ事故防止のための行動計画の策定を要請するとともに、コンビナート保安にかかる3省庁が一体となって災害防止に向けた取組を進めることとされました。

それを踏まえ平成26年5月、3省（厚生労働省、経済産業省、総務省消防庁）により「石油コンビナート等災害防止3省連絡会議」が設置され、定期的に連絡会議を実施しています。

3. 近年の取り組み

(1) プラントにおけるドローン・AIの活用に関するガイドライン・活用事例集

ドローンの活用は、プラント設備の点検頻度の向上や災害時の迅速な現場確認等を実現し、安全性や効率性の向上、さらには保安業務の合理化を図る上で重要とされています。平成31年3月には、石油化学プラントの設備屋外でドローンを安全に活用・運用するために留意すべき事項等を整理したガイドラインと国内外の活用事例集を策定しました。

これらについて、令和2年にはその対象をタンクや塔槽類などの屋内に広げ、令和3年には2件の実証実験と4件の国内企業の事例を事例集に追加するなど、改訂を行いました。

さらに、令和2年には、プラントにおけるAIの活用に関するガイドライン・事例集を取りまとめました。

【各種ガイドライン・活用事例集】

https://www.fdma.go.jp/relocation/neuter/topics/fieldList4_16/jisyuhoan_shiryo.html

(2) 石油コンビナート等石油化学関連事業所における災害の防止に向けた取り組み（要請）

石油コンビナート等における事故が依然として増加傾向にあるため、令和元年に各業界団体へ協力を仰ぎ、「石油コンビナートにおける災害防止に関する現状調査（石油精製、石油化学、一般化学）」を実施しました。この調査結果を踏まえ、令和2年に業界団体宛へ重大事故の発生防止に向けて早急に検討していただきたい5つの事項を明示し、業界の産業保安に関する自主行動計画等への反映を促す要請文を送付しました。

【業界団体あて要請文】

https://www.fdma.go.jp/relocation/neuter/topics/fieldList4_16/pdf/r02/r20306_yousei.pdf

4 終わりに

大量の石油、高圧ガスを取り扱う石油コンビナート地域では、災害の発生及び拡大を防止するため、消防法、高圧ガス保安法、労働安全衛生法などの個別の機器・装置への規制に加えて、石油コンビナート等災害防止法により総合的な防災体制が確立されています。それら法律の運用に際し、所管省庁が一体となって臨まなければ、その効果が最大限に発揮されません。

重大事故の発生防止、災害による死傷者の軽減を図っていくため、コンビナート保安関係3省庁では、石油コンビナート等における災害防止対策検討関係省庁連絡会議報告書に基づき「3省共同運営サイト」を運用しています。石油コンビナート等災害防止3省連絡会議の結果や事故情報、良好事例、通知文書一覧、業界団体の行動計画等を掲載していますのでご活用下さい。

【石油コンビナート等災害防止3省連絡会議3省共同運営サイト】

https://www.fdma.go.jp/relocation/neuter/topics/fieldList4_16.html

問合わせ先

消防庁予防課 特殊災害室 TEL: 03-5253-7528
危険物保安室 TEL: 03-5253-7524